

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

指導制度で海外工場を支援

連絡会通じ安全レベル底上げ

YKK/YKK AP

特集Ⅱ

がん体験後のメンタルヘルスケア

国立がん研究センター中央病院 清水 研

ニュース

高圧室業務の溶接に特例

厚労省 安衛則一部改正へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2300

2

2018

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ 21 高知会
前中社労士事務所

所長 前中 博雄

中途入社3日目の社員が休憩中にトイレで転倒

■ 災害のあらまし ■

電子部品の製造を営むA社は、業務災害の防止、安全衛生教育に力を入れている優良事業所である。その一環として始業前の体操や5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）にも熱心に取り組んでおり、過去5年業務災害は発生していなかった。

そんな折、法律事務所に勤務経験があるK氏が、A社の特許部門に中途入社した。働き始めて3日後の休憩時間中のこと、トイレ入口で転倒し右ひざを負傷する事故①が発生した。

その1年後、今度は近隣の取引先へ出張を命じられたK氏が、出張先の駐車場のグレイチングで滑って転倒、左足首の靭帯（じんたい）を負傷する事故②が発生した。

■ 判断 ■

事故①については、休憩中に発生しており業務に起因するものとはいえない。しかしながら、以下2つの理由により業務上の災害として認定がなされた。

・用便のためトイレに行くことは、休憩時間中であっても生理的行為であり業務遂行中と同様にみなされる。

・K氏はトイレの入り口が濡れていて足が滑ったと証言しており、施設管理上の不具合があったとみなされる。

事故②についても、出張命令の下、その移動中に発生した災害であり、業務遂行性があった。したがって、業務上の災害として認定がなされた。

■ 解説 ■

業務災害として認定するか否かの決定は、個々の具体的な事実関係などを調査のうち、被災した労働者の所属事業所を管轄

第261回

する労働基準監督署長が行うこととなっている。

その際の判断基準の原則は「業務遂行性があること」「業務起因性があること」の両方の要因を満たすことである。

「業務遂行性」とは、次の状態にあることをいう。

- ・業務に従事しているかどうか？
- ・事業主の支配下にあるかどうか？
- ・施設管理下にあるかどうか？

業務遂行性検証	事故①	事故②
A：業務に従事しているか	△	○
B：事業主の支配下にあるか	○	○
C：施設管理下にあるか	○	×
判断	業務遂行性あり	業務遂行性あり

事故①については、休憩中であるが生理的行為に付随する移動であり、A：業務に従事していることに近い行為（△）とみなされ、B・Cは疑いなく要件を満たす。したがって業務遂行性があり業務災害と認められた。

事故②については、出張中でありC：施設管理下にはないが、出張という行為自体がA・Bの要件を満たすため、積極的な私的行為がない限り業務遂行性があると判断された（この場合の積極的な私的行為とは、飲酒やパチンコなどである）。

また事故①②ともに、仕事をしなければ発生しなかった災害であり（言い換えると仕事によって発生した災害）、業務起因性があると判断された。

ここまでの解説で業務災害認定の経緯はひと通り説明したが、一步踏み込んで顧問社労士としての視点で考察したい。

A社は300人規模の企業で製造部門、間接部門を問わず、過去5年業務災害は発生



していない。

・なぜ、K氏は1年に2度も業務災害の被災者になってしまったのか？

・業務遂行中と判断されたものの、両災害はなぜ移動中のK氏一人の場所で発生したのか？

・K氏の主張では痛みがあり歩けず出社できないが、外傷は見受けられないのはなぜか？

K氏とは、経営陣とともに面談を行い、被災させてしまったことに対して十分な声かけをしつつも、上記のなぜについての聞き取りを行った。その後3年間業務災害は発生していない。

業務災害の発生を抑制するには、「いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ」などの根本原因を明らかにする必要があるが、今般の事案ではA社の不適合は確認できなかった。

業務災害に関して「故意や虚偽申告」があってはならず、本事案ではそのようなことはなかろうが、災害発生が一部の従業員や特定の部署に偏ることはある。物理的な対策以外（教育など）で業務災害を抑制することも必要であろう。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp